

地区別使用料金表（令和元年１０月１日）

水道使用料

水道使用料

種 別		用途区分	基本水量	基本料金	超過料金 1 m ³ につき
従量制 久万地区 美川地区（御三戸） 柳谷地区（郷角・本谷・小村）	専用給水装置	一般用	8 m ³	1,100 円	178 円
		営業用	20 m ³	2,750 円	178 円
		浴場及び工業用	150 m ³	19,800 円	178 円
		臨時用	20 m ³	4,400 円	251 円
	共同給水装置		8 m ³	1,100 円	178 円
定額制 （地元管理水道）		一般用		1,100 円	
		営業用		2,750 円	

メーターの使用料（１個当たり）

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使 用 料	115 円	168 円	178 円	189 円	388 円	775 円	1,655 円

※水道使用料、メーターの使用料とも消費税及び地方消費税を含む。

<計算例> １ヶ月当たり

○従量制で〔一般用、使用水量 20 m³、13mm〕の場合

$$1,100\text{円} + (178\text{円} \times 12\text{m}^3) + 115\text{円} = 3,351\text{円}$$

○定額制（地元管理水道）〔一般用〕の場合 1,100 円

【問い合わせ】役場 環境整備課 上下水道班 水道係 Tel 21-1111

下水道使用料（公共下水道使用料、農業集落排水使用料、浄化槽使用料）

☆基本料金 8 m³以下 1, 467円 超過料金 1 m³につき 178円

※使用料には消費税及び地方消費税を含む。

○使用水量20 m³（メーター管理している）の場合

基本料金1, 467円＋（超過料金178円×超過水量12 m³）＝3, 603円

○井戸水等メーター管理していない場合の水量計算

2人までが1人につき 8 m³ 3人目以降1人につき 4 m³

人数	1人	2人	3人	4人	5人
水量	8 m ³	16 m ³	20 m ³	24 m ³	28 m ³
使用料	1, 467円	2, 891円	3, 603円	4, 315円	5, 027円

○メーター管理している水道と井戸水等との併用の場合の水量計算

水道使用水量＋2人までが1人につき 4 m³ 3人目以降1人につき 2 m³

【問い合わせ】役場 環境整備課 上下水道班 下水道係 Tel 21－1111

・水道料金

水道使用日数が16日以上・・・通常料金

水道使用日数が15日以下・・・基本料金の1/2（超過料金はそのまま）

※メーター使用料は減額にならない。

※検針日は含めず、検針日の翌日から対象とする。

・下水道料金

下水道使用日数が15日以上もしくは使用水量が4 m³以上・・・通常料金

下水道使用日数が15日未満かつ使用水量が4 m³未満・・・基本料金の1/2

「未満」はその数字を含めないので注意！